| 資料提供(投げ込み)　令和２年５月１５日（金） | |
|---|---|
| 場所　津市政記者室 | |
| 事　務　担　当　課 | |
| 所　　属 | 職・氏　名 |
| 危機管理部　危機管理課<br>（電話０５９－２２９－３２８１） | 危機管理課長<br>出口　真也 |

# 新型コロナウイルス感染症対策<br>５月１５日開催　津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議<br>（第１７回）開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

# ５月１５日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１７回）開催結果

１　決定事項

（１）市施設の再開状況及び三重県指針等を踏まえた市施設の運営方針について（税務・財産管理担当）

前回の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１６回）において、市休止施設（５０７施設）の再開に関する基本的な対応方針について決定し、その後、各所管部局と協議、調整を行い、適切な感染症防止対策を講じた上で順次休止施設を再開することとし、当初の休止期間である５月３１日を前倒しして既に再開した施設は、本日分を含め現時点で３１２施設であり、また、前倒しして再開することを決定した施設を含めると、合計で４９８施設となりました。

残りの９施設については、学校給食の関係で再開時期を６月１日と決定した学校給食センター３施設のほか、予約制の導入など再開に向けた準備の関係で再開時期を検討中のものなどが６施設あります。

このような状況の中で、５月１４日、国は三重県を含む３９県の緊急事態宣言を解除、基本的対処方針を変更し、本日、１５日、県は緊急事態措置を解除して「三重県指針」を発出しました。

国の基本的対処方針や「三重県指針」においては、今後も持続的な対策が必要になるという認識の下、「新しい生活様式」の定着を図ることや、特定警戒都道府県との人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場についても、外出は控えるよう促しています。

これらのことを踏まえ、本市施設の運営に当たっての３つの基本的な方針を定めることとします。

１点目は、人の移動の自粛について、「三重県指針」においては、特定警戒都道府県から三重県への移動の自粛の協力を求めていることから、国内において一部区域でも緊急事態宣言が出されている期間中においては、予約制の導入など施設の状況に応じて適宜工夫しながら、特定警戒都道府県からのご利用は、自粛要請を行い、また、特定警戒都道府県以外の県からのご利用については、感染拡大防止の観点から控えていただくようお願いすることとし、施設のご利用者や周辺の住民が不安を抱かれることのな

いよう十分に配慮することとします。

２点目は、施設の活動内容の制限について、「三重県指針」においては、施設の活動内容に関して特に自粛要請が求められていないことから、施設の活動内容に関する特段の制限は設けないこととしますが、今までのクラスター発生事例を踏まえ、同種や類似する活動を行う場合は、３点目に掲げる施設の特性や利用の実態に応じた感染症対策の徹底はもとより、クラスター発生の回避策を十分に講じることとします。なお、県内においてクラスター発生事例が生じるなど「三重県指針」の見直しが行われ、施設の使用休止要請がなされた場合は、発生事例を踏まえた利用自粛要請を行うこととします。

３点目は、「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底について、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るうえで、「新しい生活様式」の確実な実践が不可欠であるとされていることから、「新しい生活様式」の実践例や、基本的対処方針及び「三重県指針」並びに業種や施設の種別に応じたガイドラインなどを踏まえ、引き続きそれぞれの施設の特性や利用の実態に応じた適切な感染症対策を徹底していくこととします。

以上の３点を現下における基本的な運営方針としますが、新型コロナウイルス感染症との戦いは長丁場が予想されることから、今後の県内の感染状況に常に注視しながら、感染拡大の第二波発生による再度の緊急事態措置が発出された場合における施設の再休止への備えについては、各所管部局において十分に留意してください。

【前倒して再開を決定した施設（うち既に再開した施設）】

| | |
|---|---|
| 集会施設 | ２１７（１８７） |
| 文化施設 | ３０（　２９） |
| スポーツ施設 | ８７（　５１） |
| 産業施設 | ５（　４） |
| 観光施設 | ２１（　１） |
| 教育児童施設 | １１０（　１５） |
| 福祉施設 | １７（　１５） |
| 保健医療施設 | ６（　６） |
| 庁舎等 | １（　１） |
| 処理場 | １（　１） |
| 公園 | ２（　２） |

斎場等　　１（　　０）

合計　　４９８（３１２）

（２）市主催イベントの開催判断の考え方について（危機管理部）

５月１４日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び５月１５日午前、三重県が示した『三重県指針』を踏まえ、特定警戒都道府県にお住まいの方の参加は自粛いただき、特定警戒都道府県以外の他県にお住まいの方の参加は控えていただくようお願いしながら、市主催イベントの開催判断の考え方については、

・　特定警戒都道府県での開催
・　参加者が不特定となるイベント
・　参加者が特定できる場合でも全国的かつ大規模な催物で、感染防止対策を十分に講じることができない場合

については、中止または延期とすることとします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、

・　屋内であれば１００人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
・　屋外であれば２００人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ２ｍ）

を目安としつつ、適切な感染防止対策を徹底の上、開催することとします。

また、特定警戒都道府県以外の他県での開催については、当該県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討することとします。

これに該当しないイベントについても、開催する場合は、注意事項の事前周知や「三つの『密』」の回避など、適切な感染防止対策を徹底し、実施することとします。

２　報告事項

（１）５月１１日、１４日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

市長が、５月１１日に市長メッセージ⑦、５月１４日に市長メッセージ⑧を市民の皆様に向けて、新型コロナウイルス感染症に関するメッセージを発信しました。

（２）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の考え方について報告（政策財務部）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、５月１日、国から津市に対して第１次配分額（限度額）７億３，４５５万８千円の提示があり、既に県との協調により実施する、新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金に３億７，５００万円を充当することを決定したことから、市の独自施策に活用することとしてとりまとめを行うこととした額は３億５，９５５万８千円となりました。

このことから、全庁的に津市独自の事業についてとりまとめた結果、新型コロナウイルス感染症に起因する制約により市民生活や経済活動が受けた多大な影響を緩和し、引き続き、感染防止対策を講じつつ、今後、新たな市民生活様式の定着に伴い様々に変化する暮らしや経済の状況に対応するため、特に影響の大きい子育て世帯及び事業者への支援として、

①子育て家庭への家計支援

②売り上げが減少している事業者への支援

③すべての家計と事業者への支援

の３つの柱により施策に取り組むこととしました。

また、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金３億４５５万８千円を活用することとし、残る５，５００万円の交付金については、交付金事業の実施計画提出期限である５月２９日までに対象事業を取りまとめることとしました。

（３）市民生活・地域経済への津市独自支援策について報告（政策財務部）

津市独自の支援策として、

① 子育て家庭への家計支援

・ 子育て世帯家計支援事業　事業費４億４，８７９万円

・ 財源

津市モーターボート競走事業会計からの繰入金４億４，８７９万円

・ 事業内容

小中学校等の臨時休業や保育所等の登園自粛要請により経済的な影響を受けている子育て世帯の皆さんが、安心して小中学校や幼稚園、保育所等に通わせることが出来るよう、６月からの３カ月分の給食費無料化及び給食費相当額の支援を行うとともに未就園の子育て家庭へも食費相当額３カ月分の支援

② 売り上げが減少している事業者への支援

・ 津市事業継続支援金　事業費２億５，０００万円

・　財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２億５，０００万円

・　事業内容

売上の減少が前年同月比５０％以上の事業者の事業継続を支援する国の持続化給付金制度の対象とならない売り上げの減少が前年同月比３０％以上５０％未満の事業者の事業継続を支援するため、１０万円を上限に支援

③　すべての家計と事業者への支援

・　水道料金の基本料金の無料化　事業費２億３，０８９万２千円

・　財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金５，４５５万８千円

津市モーターボート競走事業会計からの繰入金１億７，６３３万４千円

・　事業内容

市民生活、経済活動により大きな影響や様々な制約、不安、困難に直面した全ての家計と事業者を支援するため、水道料金の基本料金を６月１日以降の検針日の料金から２カ月分を無料

※　独自事業実施のための財源

今回の独自事業の実施に当たっては、国からの交付金３億４５５万８千円を活用するとともに不足する額についてモーターボート競走事業会計から繰り入れる１０億円のうち、６億２，５１２万４千円を活用し実施することとしました。

なお、当該事業の実施にかかる補正予算については、５月２０日開催の令和２年第２回津市議会臨時会に提出することとしました。

（４）今後の独自支援策のための基金の創設について報告（政策財務部）

津市モーターボート競走事業会計から、すでに当初予算に計上した繰入金２０億円に加え、新型コロナウイルス感染症対策により市民生活や事業活動に様々な影響が生じている状況を鑑み、次の世代に負担を先送りすることなく、その難局を乗り越えるために、更に社会への貢献として１０億円の繰り入れを受けることとしました。

この繰入金１０億円については、新型コロナウイルス感染症対策のため

という目的をもった繰入金であり、今回、独自対策の財源として充当した残りの３億７，４８７万６千円については、今後、状況の変化により必要となる市民生活や地域経済への支援策を更に講じるための財源として、基金を創設して積み立てを行うこととし、「津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金」設置のため条例案について、５月２０日開催の令和２年第２回津市議会臨時会に提出することとしました。

（５）市における段階的な学校及び園の教育活動再開について報告（教育委員会）

５月１４日、国の緊急事態宣言対象区域から三重県が外れたことを受け、５月１８日から津市立小中学校及び義務教育学校並びに津市立幼稚園を再開し、午前及び午後日課（給食なし）の分散登校等を実施することとしました。

また、分散登校等に伴う学校における子どもの緊急受け入れについては、放課後児童クラブと学校の間で改めて調整を行い、引き続き対応を行うこととしました。

なお、今後は、６月１日から給食を開始し、平常授業及び平常保育を実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては変更する場合があります。

（６）津市立幼保連携型認定こども園（１号認定子ども）の段階的な保育再開等について報告（こども政策担当）

津市立幼保連携型認定こども園（１号認定子ども）の段階的な保育再開については、５月１４日に、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言対象区域から三重県が解除されたことから、５月１８日から津市立幼保連携型認定こども園（１号認定子ども）の登園を再開し、午前のみ（給食なし）の保育を実施することとしました。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、６月１日から給食を開始し、平常保育を実施する予定です。

また、津市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業（２号、３号認定子ども）に係る登園自粛要請（家庭保育の協力依頼）を５月１７日で終了することとしました。

なお、当該自粛要請の終了に伴い、利用者負担額と副食費の減額措置は終了します。

（７）子育て世帯への臨時特別給付金の支給について報告（こども政策担当）

５月１４日、当該給付金の支給対象となる児童手当の受給者１７，０１９世帯対し案内チラシを送付する事務を完了しました。

なお、当該給付金は改めての申請を要しませんが、受給を希望しない方は、５月２７日までに届出書を提出していただきます。

今後、６月１５日に児童手当で指定されている口座に振り込みを行う予定です。

また、公務員等の児童手当受給世帯については、改めて本市に申請していただく必要があるため、広報津６月１日号等で６月１日から１１月３０日までを期限に受付することを周知し、当該対象者への給付は、７月１５日から随時給付をしていく予定です。

（８）津まつり、安濃津よさこい及び和船山車事業の中止について報告（商工観光部）

１０月１０日、１１日に開催を予定しておりました、令和２年度津まつり及び第２３回安濃津よさこいは、全国から多くの観客、参加者等が集まるイベントであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先とするため、５月７日、津まつり実行委員会及び安濃津よさこい組織委員会において中止が決定されました。

なお、来年度については、令和３年１０月９日、１０日に開催されることが同委員会において決定されました。

また、令和２年度の和船山車「安濃津丸」及び一日船長の津まつり大パレードへの参加の中止並びに和船山車貸出の自粛についても、５月１４日、和船山車運営委員会において決定されました。

（９）中国鎮江市からのマスクの寄贈について報告（市民部）

本年１月、鎮江市から医療用マスクの不足が見込まれることから、日本からのマスク流通ルートの紹介について協力依頼がありました。しかし、既に日本でもマスクの流通自体が不十分な状況でありましたので、その事情を説明し、２月、津市長から鎮江市長宛に、鎮江市の状況が一刻も早く沈静化することを祈念したお見舞状を送付しました。

また、市民団の派遣等で交流の深い民間団体である津市国際交流協会（会長　山口久彦）においては、会員から集めた義援金（72,452 円）を、３月に鎮江市へ送付しました。

今回のマスクの寄贈は、こうした津市長からのお見舞状や津市国際交流協会からの支援に対する感謝の気持ちからその返礼として、送っていただ

いたもので、４月３０日に本市に３０，０００枚のマスクが到着しました。

このマスクは、医療用のサージカルマスクですので、新型コロナウイルス感染症への対応を最前線で行っていただいている、医療従事者の方に活用していただくため、医療関係機関へ配布することとしました。

（10）令和２年度久居まつりの中止について報告（久居総合支所）

令和２年度久居まつりについては、１０月１７日、１８日、２５日の３日間「秋の久居まつりの本祭」を、また、１０月１８日に「ひさい版仮装大笑」の開催を予定しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、５月１１日の実行委員会で中止が決定されました。

また、本年３月開催の実行委員会において、４月での開催を延期しておりました、「春の久居まつり・グリーンフェスティバル」につきましても、同実行委員会において、中止が決定されました。

（11）いちし夏まつり及び一志町ふれあいまつりの中止について報告（総合支所）

８月２日に開催を予定していた令和２年いちし夏まつり及び１１月８日に開催を予定していた令和２年一志町ふれあいまつりを、それぞれの実行委員会（４月２４日開催、５月１４日開催）において中止が決定されました。

（12）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金の申請書発送及び振込の実績並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金の申請書の発送については、５月１０日より開始し、本日で全世帯への発送が完了する予定です。

（５月１５日までに約１２７，０００件（世帯））

また、特別定額給付金の振込については、オンライン申請は５月１１日から、郵送申請は１３日から開始し、昨日、５月１４日までに１，３８９世帯、３，４４８人、３億４，４８０万円の振込を完了しました。

なお、５月１１日に設置した特別定額給付金に係る相談コールセンターでの相談件数ですが、５月１４日までに１，８３１件のお問い合わせがあり、相談件数の約９割が申請書の記載方法や添付資料についての確認となっています。

（13）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、開設以降、５月１４日までの土・日曜日及び祝日を除く２２日間で、２，２４４件の相談がありました。

特別定額給付金の申請書作成に関し、窓口を訪れられる方も多く見受けられ、昨日１４日は２０５件の相談を受け付けました。

これらに対応するため特別定額給付金等推進室と連携するとともに、５月１３日からは職員の増員も行いながら対応しており、今後も多くの相談が寄せられることが想定されますので、担当職員が一丸となって対応することとします。

これ以外に事業者向け相談窓口では、５月１４日までに１，０６２件の相談を受け付けました。

以下会議資料

# 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１７回）

令和２年５月１５日（金）
午後２時～
本庁舎８階　大会議室Ａ

１　国・県の動き
（１）新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について報告（健康医療担当）
（２）国の緊急事態宣言の区域変更及び三重県の対応について報告（危機管理部）

２　協議事項
（１）市施設の再開状況及び三重県指針等を踏まえた市施設の運営方針について協議（税務・財産管理担当）
（２）市主催イベントの開催判断の考え方について協議（危機管理部）

３　報告事項
（１）５月１１日、１４日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）
（２）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の考え方について報告（政策財務部）
（３）市民生活・地域経済への津市独自支援策について報告（政策財務部）
（４）今後の独自支援策のための基金の創設について報告（政策財務部）
（５）市における段階的な学校及び園の教育活動再開について報告（教育委員会）
（６）津市立幼保連携型認定こども園（１号認定子ども）の段階的な保育再開等について報告（こども政策担当）
（７）子育て世帯への臨時特別給付金の支給について報告（こども政策担当）
（８）津まつり、安濃津よさこい及び和船山車事業の中止について報告（商工観光部）
（９）中国鎮江市からのマスクの寄贈について報告（市民部）
（10）令和２年度久居まつりの中止について報告（久居総合支所）
（11）いちし夏まつり及び一志町ふれあいまつりの中止について報告（総合支所）
（12）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金の申請書発送及び振込の実績並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
（13）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

４　その他

# 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１７回）

提案事項

２　協議事項

（１）市施設の再開状況及び三重県指針等を踏まえた市施設の運営方針について協議（税務・財産管理担当）

前回の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第１６回）において、市休止施設（５０７施設）の再開に関する基本的な対応方針について決定し、その後、各所管部局と協議、調整を行い、適切な感染症防止対策を講じた上で順次休止施設を再開することとし、当初の休止期間である５月３１日を前倒しして既に再開した施設は、本日分を含め現時点で３１２施設であり、また、前倒しして再開することを決定した施設を含めると、合計で４９８施設となりました。

残りの９施設については、学校給食の関係で再開時期を６月１日と決定した学校給食センター３施設のほか、予約制の導入など再開に向けた準備の関係で再開時期を検討中のものなどが６施設あります。

このような状況の中で、５月１４日、国は三重県を含む３９県の緊急事態宣言を解除、基本的対処方針を変更し、本日、１５日、県は緊急事態措置を解除して「三重県指針」を発出しました。

国の基本的対処方針や「三重県指針」においては、今後も持続的な対策が必要になるという認識の下、「新しい生活様式」の定着を図ることや、特定警戒都道府県との人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場についても、外出は控えるよう促しています。

これらのことを踏まえ、本市施設の運営に当たっての３つの基本的な方針を定めることとします。

１点目は、人の移動の自粛について、「三重県指針」においては、特定警戒都道府県から三重県への移動の自粛の協力を求めていることから、国内において一部区域でも緊急事態宣言が出されている期間中においては、予約制の導入など施設の状況に応じて適宜工夫しながら、特定警戒都道府県からのご利用は、自粛要請を行い、また、特定警戒都道府県以外の県からのご利用については、感染拡大防止の観点から控えていただくようお願

いすることとし、施設のご利用者や周辺の住民が不安を抱かれることのないよう十分に配慮することとします。

２点目は、施設の活動内容の制限について、「三重県指針」においては、施設の活動内容に関して特に自粛要請が求められていないことから、施設の活動内容に関する特段の制限は設けないこととしますが、今までのクラスター発生事例を踏まえ、同種や類似する活動を行う場合は、３点目に掲げる施設の特性や利用の実態に応じた感染症対策の徹底はもとより、クラスター発生の回避策を十分に講じることとします。なお、県内においてクラスター発生事例が生じるなど「三重県指針」の見直しが行われ、施設の使用休止要請がなされた場合は、発生事例を踏まえた利用自粛要請を行うこととします。

３点目は、「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底について、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るうえで、「新しい生活様式」の確実な実践が不可欠であるとされていることから、「新しい生活様式」の実践例や、基本的対処方針及び「三重県指針」並びに業種や施設の種別に応じたガイドラインなどを踏まえ、引き続きそれぞれの施設の特性や利用の実態に応じた適切な感染症対策を徹底していくこととします。

以上の３点を現下における基本的な運営方針としますが、新型コロナウイルス感染症との戦いは長丁場が予想されることから、今後の県内の感染状況に常に注視しながら、感染拡大の第二波発生による再度の緊急事態措置が発出された場合における施設の再休止への備えについては、各所管部局において十分に留意してください。

【前倒して再開を決定した施設（うち既に再開した施設）】

| | | |
|---|---|---|
| 集会施設 | ２１７ | （１８７） |
| 文化施設 | ３０ | （２９） |
| スポーツ施設 | ８７ | （５１） |
| 産業施設 | ５ | （４） |
| 観光施設 | ２１ | （１） |
| 教育児童施設 | １１０ | （１５） |
| 福祉施設 | １７ | （１５） |
| 保健医療施設 | ６ | （６） |
| 庁舎等 | １ | （１） |
| 処理場 | １ | （１） |

公園　　２（　２）
斎場等　　１（　０）
合計　　４９８（３１２）

（２）市主催イベントの開催判断の考え方について協議（危機管理部）

５月１４日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び５月１５日午前、三重県が示した『三重県指針』を踏まえ、特定警戒都道府県にお住まいの方の参加は自粛いただき、特定警戒都道府県以外の他県にお住まいの方の参加は控えていただくようお願いしながら、市主催イベントの開催判断の考え方については、

・　特定警戒都道府県での開催
・　参加者が不特定となるイベント
・　参加者が特定できる場合でも全国的かつ大規模な催物で、感染防止対策を十分に講じることができない場合

については、中止または延期とすることとします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、

・　屋内であれば１００人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
・　屋外であれば２００人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ２ｍ）

を目安としつつ、適切な感染防止対策を徹底の上、開催することとします。

また、特定警戒都道府県以外の他県での開催については、当該県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討することとします。

これに該当しないイベントについても、開催する場合は、注意事項の事前周知や「三つの『密』」の回避など、適切な感染防止対策を徹底し、実施することとします。

報告事項

3　報告事項

（1）５月１１日、１４日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

市長が、５月１１日に市長メッセージ⑦、５月１４日に市長メッセージ⑧を市民の皆様に向けて、新型コロナウイルス感染症に関するメッセージを発信しました。

（2）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の考え方について報告（政策財務部）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、５月１日、国から津市に対して第１次配分額（限度額）７億３，４５５万８千円の提示があり、既に県との協調により実施する、新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金に３億７，５００万円を充当することを決定したことから、市の独自施策に活用することとしてとりまとめを行うこととした額は３億５，９５５万８千円となりました。

このことから、全庁的に津市独自の事業についてとりまとめた結果、新型コロナウイルス感染症に起因する制約により市民生活や経済活動が受けた多大な影響を緩和し、引き続き、感染防止対策を講じつつ、今後、新たな市民生活様式の定着に伴い様々に変化する暮らしや経済の状況に対応するため、特に影響の大きい子育て世帯及び事業者への支援として、

①子育て家庭への家計支援

②売り上げが減少している事業者への支援

③すべての家計と事業者への支援

の３つの柱により施策に取り組むこととしました。

また、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金３億４５５万８千円を活用することとし、残る５，５００万円の交付金については、交付金事業の実施計画提出期限である５月２９日までに対象事業を取りまとめることとしました。

（3）市民生活・地域経済への津市独自支援策について報告（政策財務部）

津市独自の支援策として、

①　子育て家庭への家計支援

・　子育て世帯家計支援事業　事業費４億４，８７９万円

・　財源

津市モーターボート競走事業会計からの繰入金４億４，８７９万円

・　事業内容

小中学校等の臨時休業や保育所等の登園自粛要請により経済的な影響を受けている子育て世帯の皆さんが、安心して小中学校や幼稚園、保育所等に通わせることが出来るよう、６月からの３カ月分の給食費無料化及び給食費相当額の支援を行うとともに未就園の子育て家庭へも食費相当額３カ月分の支援

②　売り上げが減少している事業者への支援

・　津市事業継続支援金　事業費２億５，０００万円

・　財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２億５，０００万円

・　事業内容

売上の減少が前年同月比５０％以上の事業者の事業継続を支援する国の持続化給付金制度の対象とならない売り上げの減少が前年同月比３０％以上５０％未満の事業者の事業継続を支援するため、１０万円を上限に支援

③　すべての家計と事業者への支援

・　水道料金の基本料金の無料化　事業費２億３，０８９万２千円

・　財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金５，４５５万８千円

津市モーターボート競走事業会計からの繰入金１億７，６３３万４千円

・　事業内容

市民生活、経済活動により大きな影響や様々な制約、不安、困難に直面した全ての家計と事業者を支援するため、水道料金の基本料金を６月１日以降の検針日の料金から２カ月分を無料

※　独自事業実施のための財源

今回の独自事業の実施に当たっては、国からの交付金３億４５５万８千円を活用するとともに不足する額についてモーターボート競走事業会計から繰り入れる１０億円のうち、６億２，５１２万４千円を活用し実施することとしました。

なお、当該事業の実施にかかる補正予算については、５月２０日開催の令和２年第２回津市議会臨時会に提出することとしました。

（４）今後の独自支援策のための基金の創設について報告（政策財務部）

津市モーターボート競走事業会計から、すでに当初予算に計上した繰入金２０億円に加え、新型コロナウイルス感染症対策により市民生活や事業活動に様々な影響が生じている状況を鑑み、次の世代に負担を先送りすることなく、その難局を乗り越えるために、更に社会への貢献として１０億円の繰り入れを受けることとしました。

この繰入金１０億円については、新型コロナウイルス感染症対策のためという目的をもった繰入金であり、今回、独自対策の財源として充当した残りの３億７，４８７万６千円については、今後、状況の変化により必要となる市民生活や地域経済への支援策を更に講じるための財源として、基金を創設して積み立てを行うこととし、「津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金」設置のため条例案について、５月２０日開催の令和２年第２回津市議会臨時会に提出することとしました。

（５）市における段階的な学校及び園の教育活動再開について報告（教育委員会）

５月１４日、国の緊急事態宣言対象区域から三重県が外れたことを受け、５月１８日から津市立小中学校及び義務教育学校並びに津市立幼稚園を再開し、午前及び午後日課（給食なし）の分散登校等を実施することとしました。

また、分散登校等に伴う学校における子どもの緊急受け入れについては、放課後児童クラブと学校の間で改めて調整を行い、引き続き対応を行うこととしました。

なお、今後は、６月１日から給食を開始し、平常授業及び平常保育を実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては変更する場合があります。

（６）津市立幼保連携型認定こども園（１号認定子ども）の段階的な保育再開等について報告（こども政策担当）

津市立幼保連携型認定こども園（１号認定子ども）の段階的な保育再開については、５月１４日に、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言対象区域から三重県が解除されたことから、５月１８日から津市立幼保連携型認定こども園（１号認定子ども）の登園を再開し、午前のみ

（給食なし）の保育を実施することとしました。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、６月１日から給食を開始し、平常保育を実施する予定です。

また、津市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業（２号、３号認定子ども）に係る登園自粛要請（家庭保育の協力依頼）を５月１７日で終了することとしました。

なお、当該自粛要請の終了に伴い、利用者負担額と副食費の減額措置は終了します。

（７）子育て世帯への臨時特別給付金の支給について報告（こども政策担当）

５月１４日、当該給付金の支給対象となる児童手当の受給者１７，０１９世帯対し案内チラシを送付する事務を完了しました。

なお、当該給付金は改めての申請を要しませんが、受給を希望しない方は、５月２７日までに届出書を提出していただきます。

今後、６月１５日に児童手当で指定されている口座に振り込みを行う予定です。

また、公務員等の児童手当受給世帯については、改めて本市に申請していただく必要があるため、広報津６月１日号等で６月１日から１１月３０日までを期限に受付することを周知し、当該対象者への給付は、７月１５日から随時給付をしていく予定です。

（８）津まつり、安濃津よさこい及び和船山車事業の中止について報告（商工観光部）

１０月１０日、１１日に開催を予定しておりました、令和２年度津まつり及び第２３回安濃津よさこいは、全国から多くの観客、参加者等が集まるイベントであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先とするため、５月７日、津まつり実行委員会及び安濃津よさこい組織委員会において中止が決定されました。

なお、来年度については、令和３年１０月９日、１０日に開催されることが同委員会において決定されました。

また、令和２年度の和船山車「安濃津丸」及び一日船長の津まつり大パレードへの参加の中止並びに和船山車貸出の自粛についても、５月１４日、和船山車運営委員会において決定されました。

（９）中国鎮江市からのマスクの寄贈について報告（市民部）

本年１月、鎮江市から医療用マスクの不足が見込まれることから、日本

からのマスク流通ルートの紹介について協力依頼がありました。しかし、既に日本でもマスクの流通自体が不十分な状況でありましたので、その事情を説明し、２月、津市長から鎮江市長宛に、鎮江市の状況が一刻も早く沈静化することを祈念したお見舞状を送付しました。

また、市民団の派遣等で交流の深い民間団体である津市国際交流協会（会長　山口久彦）においては、会員から集めた義援金（72,452円）を、３月に鎮江市へ送付しました。

今回のマスクの寄贈は、こうした津市長からのお見舞状や津市国際交流協会からの支援に対する感謝の気持ちからその返礼として、送っていただいたもので、４月３０日に本市に３０，０００枚のマスクが到着しました。

このマスクは、医療用のサージカルマスクですので、新型コロナウイルス感染症への対応を最前線で行っていただいている、医療従事者の方に活用していただくため、医療関係機関へ配布することとしました。

（10）令和２年度久居まつりの中止について報告（久居総合支所）

令和２年度久居まつりについては、１０月１７日、１８日、２５日の３日間「秋の久居まつりの本祭」を、また、１０月１８日に「ひさい版仮装大笑」の開催を予定しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、５月１１日の実行委員会で中止が決定されました。

また、本年３月開催の実行委員会において、４月での開催を延期しておりました、「春の久居まつり・グリーンフェスティバル」につきましても、同実行委員会において、中止が決定されました。

（11）いちし夏まつり及び一志町ふれあいまつりの中止について報告（総合支所）

８月２日に開催を予定していた令和２年いちし夏まつり及び１１月８日に開催を予定していた令和２年一志町ふれあいまつりを、それぞれの実行委員会（４月２４日開催、５月１４日開催）において中止が決定されました。

（12）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金の申請書発送及び振込の実績並びにコールセンターでの相談件数について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金の申請書の発送については、５月１０日より開始し、本日で全世帯への発送が完了する予定です。

（５月１５日までに約１２７，０００件（世帯））

また、特別定額給付金の振込については、オンライン申請は５月１１日から、郵送申請は１３日から開始し、昨日、５月１４日までに１，３８９世帯、３，４４８人、３億４，４８０万円の振込を完了しました。

なお、５月１１日に設置した特別定額給付金に係る相談コールセンターでの相談件数ですが、５月１４日までに１，８３１件のお問い合わせがあり、相談件数の約９割が申請書の記載方法や添付資料についての確認となっています。

(13) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、開設以降、５月１４日までの土・日曜日及び祝日を除く２２日間で、２，２４４件の相談がありました。

特別定額給付金の申請書作成に関し、窓口を訪れられる方も多く見受けられ、昨日１４日は２０５件の相談を受け付けました。

これらに対応するため特別定額給付金等推進室と連携するとともに、５月１３日からは職員の増員も行いながら対応しており、今後も多くの相談が寄せられることが想定されますので、担当職員が一丸となって対応することとします。

これ以外に事業者向け相談窓口では、５月１４日までに１，０６２件の相談を受け付けました。

# 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

## 1．相談・受診の前に心がけていただきたいこと

○　発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
○　発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
○　基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

## 2．帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

○　少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆　息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が４日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○　相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

## 3．医療機関にかかるときのお願い

○　複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
○　医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

# 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和２年５月14日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項の規定に基づき、令和２年４月７日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第３項の規定に基づき、報告する。

記

(1)緊急事態措置を実施すべき期間

令和２年４月７日（北海道及び京都府については、同月16日）から５月31日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第５項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2)緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

(3)緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

# 5月11日発表　新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(7)

ツイート　いいね！22

印刷用ページを表示する

登録日:2020年5月11日

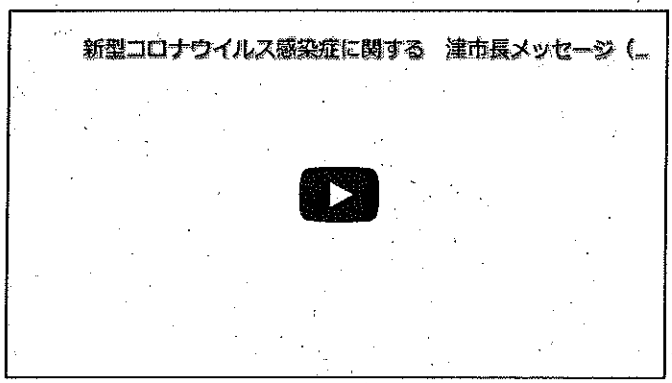


市長の部屋
新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ
市長活動日記
市長コラム
市長対談
定例記者会見
施政方針・所信表明
市長発言集
市長のプロフィール
市長交際費執行状況
津市副市長略歴

国が4月16日に緊急事態宣言の対象を全国に拡大してから、間もなく1カ月が経過しようとしています。津市内では、4月18日以降新たな感染者は確認されておらず、これは市民の皆さまがゴールデンウィーク期間中も外出をお控えいただくなど、感染拡大を阻止しようと真剣にお取り組みいただいているおかげであり、心から感謝申し上げます。

おひとり10万円の特別定額給付金を一刻も早く、市民の皆さまにお届けするため、担当職員は5月の連休を返上して作業を進めてまいりました。その結果、昨日5月10日、予定していたより早く手続書類の発送を開始することができました。15日までにすべての世帯への発送が完了する見込みです。

切手を貼らずに投函できる返信用封筒を同封いたしました。申請書に印字されている内容をご確認いただき、振込先口座などをご記入の上、本人確認書類と振込先口座がわかる書類の写しを添えて返送願います。

本人確認書類は、公的な身分証明書であれば、健康保険証など写真がないものでも結構です。振込先口座の通帳などのコピー(写し)は、迅速にお振り込みするために添付をお願いしています。ご理解をいただき、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

手続書類が津市に届きましたら、添付書類がそろっているか、記入漏れはないかなどのチェックを行い、口座番号を入力し振り込みをする流れとなりますが、この作業に時間がかかっては元も子もありません。

そこで、本日5月11日、特別定額給付金等推進室に職員15名を増員いたしました。この15名は、書類の開封整理や内容の点検、データ入力や支払い処理など多岐にわたる作業工程それぞれの現場責任者として、実務の指示や遂行管理に当たります。事務処理の作業を担う職員としては、最大時には130名を配置し、総勢157名の体制で迅速に作業を進めます。郵送受付分の振込開始は、明後日13日を予定しています。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、政府が運営するマイナポータルの画面からオンライン申請をすることもできます。津市においては、5月1日、サイトが開設された日から即日、申請をお受けしていて、5月10日までの10日間で1,885件の送信を受けました。オンラインでご申請いただく場合は、世帯全員のお名前などをご入力いただく必要がありますので、お間違いのないようご登録をお願いいたします。入力いただいた内容については、津市にデータが届き次第、住民基本台帳の情報と突合してチェックを行いますが、ご入力内容と台帳の情報が一致しないケースも多く発生しています。その場合、郵送でご連絡しますので、ご訂正をお願いいたします。ご入力内容と添付書類に不備がない場合は、そのまま支払い手続きに移行いたします。

本日11日、最初の振り込みとして、863件、2億2,250万円を送金いたしました。今後も毎日、振込手続きを進めてまいります。

また、本日5月11日、特別定額給付金専用のご相談窓口を開設いたしました。手続書類の発送状況や申請書の記入方法、振り込みに関することなど、職員が個別のケースに沿って丁寧に対応させていただきます。059−229−3574までどうぞお気軽にお電話ください。

おひとり10万円の特別定額給付金の手続書類、津市民の皆さんには今週中に発送を完了する予定です。この給付金が、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた家計への支援となることを願いつつ、できる限り早く、お振り込みができるよう事務を進めてまいります。

# 5月14日発表　新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(8)

このページを印刷　通常ページへ戻る

登録日:2020年5月14日

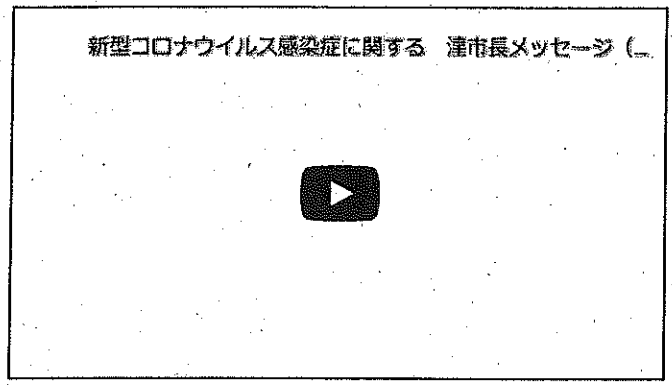


市長の部屋

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

市長活動日記

市長コラム

市長対談

定例記者会見

施政方針・所信表明

市長発言集

市長のプロフィール

市長交際費執行状況

津市副市長略歴

新型コロナウイルス感染症は津市民の暮らしと生業を大きく変えました。この2～3か月間、市民の生活は外出自粛を求められ、学校の休校、テレワークなどにより、家庭で過ごす時間が長くなった結果、食費、光熱水費、通信費などが増え、家計を圧迫しています。社会においては、経済活動が大きく滞り、人や物の流れが止まり、お金が入らず資金繰りに苦しむ企業も数多くあります。

市民生活と経済活動が受けた大きな打撃に対し、国民1人一律10万円の給付金をお渡しするとともに、売上げが半減した事業者には最大200万円の持続化給付金を交付するなど、国は対策を講じていますが、まだまだ市民の暮らしや経済は元の姿には戻っていません。三重県が緊急事態宣言の対象から外れ、新しい局面を迎える今こそ、津市が独自に津市民や津市の経済に対する施策を展開することで、未来に向かって新しい一歩を踏み出す時です。

そこで、津市は、これまでに市民生活や経済活動が様々な制約のもと受けた大きな影響を緩和し、引き続き感染防止対策を講じつつ、今後、新たな市民生活様式の定着に伴い様々に変化する暮らしや経済の状況に対応するため、家計を支援し、地域経済が活力を取り戻すことへの後押しをする独自の政策を講じることとしました。それに必要な経費の総額13億456万円を計上した補正予算案を策定し、昨日5月13日に発表いたしました。20日に臨時議会でご審議いただく予定です。

新しい政策は、(1)「子育て家庭への家計支援」(2)「売上げが減少している事業者への支援」(3)「すべての家計と事業者への支援」の3つの柱により展開いたします。

新たな支援策の1点目は、「子育て家庭への家計支援」で、4億4,879万円を計上いたしました。

小中学校等の臨時休業や保育所等の登園自粛要請により、子育てをされているご家庭の経済的なご負担が増していることから、今後安心して小中学校などに子どもたちを通わせていただけるよう、学校再開後の給食費3か月分6月、7月、9月分を無償化することといたしました。具体的には、小学生については月額4,300円、中学生については月額4,800円、給食のある市立幼稚園児については月額3,300円から4,100円の給食費を、6月から3か月分徴収を停止いたします。なお、私立・国立の小中学校や県立学校(小学部、中学部)に通っておられる児童生徒には、市立小中学校給食費3か月分と同額を支援金としてお届けいたします。

また、給食のない市立幼稚園や私立・国立の幼稚園、県立学校(幼稚部)に通っておられるお子さん、保育所や認定こども園に在園しているお子さんには、給食費3か月分に相当する1万2,000円の支援金をお渡しいたします。さらに、0歳から15歳までどの児童生徒も取り残さないという考え方のもと、認可外保育施設の在園児及び在家庭の子どもたちにも、平等に1万2,000円の支援金をお届けいたします。

2点目は、「売上げが減少している事業者への支援」で、2億5000万円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症により売上げが減少している事業者への支援としては、国の「持続化給付金」の制度がありますが、この給付金を受ける条件として、売上げが前年同月比で50パーセント以上減少していることが必要となります。しかしながら、売上げが国の基準ほど減少していない事業者においても、経済の停滞により売上げが落ち込み、難しい状況に直面しておられます。そのため、国の給付金の対象とならない場合で、売上げが前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満の減少となっている事業者についても、売上減少に対して最大10万円の津市独自の支援金をお届けすることにより、事業の継続を支援することといたしました。

3点目は、「すべての家計と事業者への支援」で、2億3,089万円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症による不自由さ、ご不安、困難に直面したすべての家計と事業者を支援するため、水道料金の基本料金を2か月分無料といたします。6月1日以降の検針日の料金から2か月分が対象となり、申請いただくことなく適用いたします。この施策は、公平に、迅速に、簡易な仕組みで広く市民の皆様へのご支援となることから、採用する手法です。

これら市の独自事業の実施の財源としては、財政調整基金を活用することが通常の手法でありますが、一方で、今後の財政健全化への影響も考慮しなければなりません。そこで、未来につけを回すこととならないよう、貯金を取り崩すことなく、これらの予算を捻出することとしました。モーターボート競走の収益金を活用することとしたのです。

モーターボート競走事業会計においては、本年度の収益見込額26億4,510万円のうち、20億円については既に当初予算において一般会計への繰出金として計上していますが、新型コロナウイルス感染症により市民生活

や事業活動に様々な影響が生じている今、次の世代に負担を先送りすることなくこの難局を乗り越えるためには、モーターボート競走事業会計において損失を出してでも社会貢献として市民のための事業に充てることが必要と考え、10億円を繰出すこととしました。なお、その結果、モーターボート競走事業としては損失金3億5,490万円を計上することとなりますが、翌年度以降の収益金で補填することといたします。

モーターボート競走事業会計からの繰入金10億円のうち、子育て世帯家計支援と水道料金の基本料金無料化に6億2,512万円を充てますが、残りの3億7,488万円については、「新型コロナウイルス感染症対策事業基金」を創設し、この基金に積み立てることとしました。今後、変わりゆく市民生活や経済状況に対応し、新たな対策事業に充てるための財源として活用してまいります。

13億円にのぼる今回の津市独自の支援策、市民の暮らしや経済が元に戻る日を早く迎えられるよう、市役所総力を挙げて議論を重ね知恵を絞って生み出したものです。市議会の議決をいただきましたら、早急に実行し、市民の皆さんのお役に立てるよう、全力を尽くしてまいります。

津市長 前葉 泰幸

関連ページ

5月11日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(7)
5月1日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(6)
4月22日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(5)
4月18日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(4)
4月16日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(3)
4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ(2)
4月10日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(1)

# 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議　資料

■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数　　令和2年5月14日　17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

| 月　日 | 1F窓口 | 8F窓口 | 電話 | メール | 小計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4月　9日（木） | 16 | 2 | 16 | 0 | 34 |
| 4月10日（金） | 25 | 2 | 39 | 0 | 66 |
| 4月13日（月） | 26 | 0 | 48 | 1 | 75 |
| 4月14日（火） | 25 | 1 | 30 | 0 | 56 |
| 4月15日（水） | 21 | 2 | 23 | 2 | 48 |
| 4月16日（木） | 17 | 1 | 20 | 0 | 38 |
| 4月17日（金） | 12 | 0 | 23 | 0 | 35 |
| 4月20日（月） | 25 | 4 | 47 | 0 | 76 |
| 4月21日（火） | 14 | 1 | 54 | 0 | 69 |
| 4月22日（水） | 20 | 3 | 39 | 0 | 62 |
| 4月23日（木） | 5 | 0 | 53 | 1 | 59 |
| 4月24日（金） | 21 | 0 | 58 | 2 | 81 |
| 4月27日（月） | 43 | 0 | 95 | 0 | 138 |
| 4月28日（火） | 37 | 2 | 60 | 4 | 103 |
| 4月30日（木） | 34 | 3 | 103 | 0 | 140 |
| 5月1日（金） | 33 | 2 | 105 | 1 | 141 |
| 5月7日（木） | 47 | 5 | 156 | 12 | 220 |
| 5月8日（金） | 40 | 2 | 124 | 0 | 166 |
| 5月11日（月） | 43 | 9 | 82 | 6 | 140 |
| 5月12日（火） | 67 | 12 | 54 | 5 | 138 |
| 5月13日（水） | 69 | 4 | 81 | 0 | 154 |
| 5月14日（木） | 120 | 12 | 62 | 11 | 205 |
| 合　計 | 760 | 67 | 1,372 | 45 | 2,244 |

②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

| 月　日 | 窓口 | 電話 | 小計 |
|---|---|---|---|
| 4月合計 | 458 | 145 | 603 |
| 5月1日（金） | 30 | 11 | 41 |
| 5月2日（土） | 38 | 9 | 47 |
| 5月3日（日） | 32 | 4 | 36 |
| 5月4日（月・祝） | 18 | 3 | 21 |
| 5月5日（火・祝） | 12 | 2 | 14 |
| 5月6日（水・祝） | 7 | 2 | 9 |
| 5月7日（木） | 33 | 10 | 43 |
| 5月8日（金） | 47 | 3 | 50 |
| 5月11日（月） | 45 | 15 | 60 |
| 5月12日（火） | 46 | 8 | 54 |
| 5月13日（水） | 27 | 11 | 38 |
| 5月14日（木） | 31 | 15 | 46 |
| 5月合計 | 366 | 93 | 459 |
| 合　計 | 824 | 238 | 1,062 |

資　料

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた
# 『三重県指針』
## ～命と健康を守るために～

令和２年５月１５日

三重県

# はじめに

5月5日（火）、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』ver.2」を公表させていただき、措置内容を見直しのうえ延長させていただいたところですが、5月14日の政府専門家会議の意見をふまえ、政府本部員会議により、本県を含む、これまで緊急事態宣言の対象区域に指定されていた都道府県のうちの39県が、区域指定を解除されました。これに伴いまして、県としましても、31日を待たず、緊急事態措置を解除することとなりました。

県内の現状といたしましては、新規感染者発生件数は4月25日から5月14日までの20日間連続で0件となっていますが、全国の状況を見ますと、5月10日から13日までの間、新規感染者発生件数は100件を下回っており、減少傾向にはあるものの、依然として新規感染者は都市部を中心に継続して確認されています。

このような県内外の状況に鑑みますと、県内においては、地域内での感染拡大、いわゆる市中感染の状況には至っておらず、感染が多数確認されている地域との人の往来について、重点的に警戒する段階にあると言えます。

三重県が現在、このような、感染拡大が一定程度以下に抑え込まれていると言ってよい状態にまで収まっていることは、これまでの三重県緊急事態措置をご理解いただき、外出自粛や休業要請のお願いに、苦しい思いをされながらもご協力を賜りました、県民の皆様や事業者の皆様、ご来訪を控えていただいた県外の皆様、また、県内の医療機能や社会基盤をお支え頂いている、医療関係者の皆様、市町や関係団体の皆様のご尽力によるものであり、心から感謝を申し上げます。

今後、一点の「緩み」から、感染が拡大するおそれも十分にあります。クラスターが多数確認されている施設への出入りや、現在も新規感染者が継続して発生している地域との人の往来によって、県内に、ひいては全国に感染を拡大させるという事態だけは、何としても避けなければなりません。

例えばマラソンで、ようやく折り返し地点までたどり着いたところを想像してください。

ここから「30kmの壁」に差し掛かります。一方、ゴールテープはまだまだ先。三重県が誇る金メダリスト野口みずきさんが、アテネ五輪で30kmを過ぎて独走態勢になり、ゴール直前まで猛追してきたヌデレバ選手を振り切ることができたのは、先頭に立っても油断することなく、華奢な体を目いっぱい使い、ゴールに向かってひたむきに走り続けたからにほかなりません。

県内における感染状況や医療提供体制の確保状況を見据えながら、社会経済活動を維持していくためには、基本的な感染防止対策を徹底し、人と人との距離を保ち、接触機会を低減し、「三つの『密』」を避けるといった“新しい生活様式”を県民の皆様一人ひとりが実践していただくことが重要となります。

感染拡大を防止する抵抗力を身に付けながら、社会経済活動の維持・発展にしなやかに対応していく、持続可能な新しい三重県を“協創”していくため、このたび、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を取りまとめました。

“新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた
『三重県指針』”
～命と健康を守るために～

**実施期間：令和2年5月15日（金）～当面の間**
**（緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されるまでの間）**
**対象区域：三重県全域**

新型コロナウイルスは、いつ、どこで、誰が感染するかわからない未知のウイルスであり、私を含め、世界中の誰もが、今日にも自身や大切な人が感染するかもしれません。自分だけは大丈夫、その考えが、ご自身や大切な人の“命と健康”を脅かすことにつながります。

これまで、皆様のご協力のもと、県では、感染拡大の芽を、一つ一つ、丁寧に摘んでいくことで、三重県における感染状況を現在の状態にまで抑え込んでくることができました。

これからは、感染対策を一層徹底しながらも、“命と経済”が両立した新しい三重県を“協創”していくための種をまくステージへと、更に歩みを進めていきたいと考えています。

この種が芽吹き、大きく育つためには、県民の皆様、ご関係の方々とともに、県が「オール三重」で一丸となって連携し、取り組んでいくことが不可欠です。

引き続き、何卒お力添えをいただきますようお願いします。

令　和　２年　５月　１５日
三重県知事　鈴木　英敬

## １．「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底について

### （１）感染防止対策の基本的な考え方

○皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。

○一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（２メートル程度。以下「ソーシャル・ディスタンス」）を保つことが重要です。

○新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

### （２）「新しい生活様式」の実践と、「人との接触を８割減らす、10のポイント」

○新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、１人または少人数ですいた時間に」などの「新しい生活様式」及び「人との接触を８割減らす、10のポイント」を取り入れ、感染症に強い生活様式を実践してください。
詳細は「【別添】参考資料１」をご確認ください。

### （３）移動に関する感染防止対策

#### ①県民の皆様へ

○県内における新規感染者の発生は落ち着いているものの、都市部を中心に新規感染者発生が継続していることから、特定警戒都道府県[1]への移動は、引き続き生活の維持に必要な場合を除き避けていただくようご協力をお願いします。

○特に、週末（休日）において、特定警戒都道府県への観光やレジャー等を目的とした移動は避けていただくようご協力をお願いします。

○特定警戒都道府県以外の他県への移動については、当該県の直近の感染状況や移動に関する方針にご留意いただくとともに、今その必要があるか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から控えてください。

○県内の移動について、自粛の要請は行いませんが、これまでにクラスターが発生しているような場所や「三つの『密』」のある場所への外出は控えていただくとともに、ソーシャル・ディスタンスの確保については引き続き十分に注意してください。

○海外への渡航については、外務省が提供する情報等にご留意いただくとともに、海外の感染症まん延状況や空港等での接触による感染拡大の可能性を考慮し、渡航をお控えいただくようご協力をお願いします。

---

[1] 特定警戒都道府県：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

②県外の皆様へ

○特定警戒都道府県にお住まいの方については、緊急事態措置の実施による外出自粛の徹底の趣旨をふまえ、生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省などを目的とした移動）自粛のご協力をお願いします。特定警戒都道府県以外の他県にお住まいの方についても、当該県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、今その必要があるか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から控えてください。

（４）事実に基づく冷静な対応

○感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。

○県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報公開された感染患者様やそのご家族、患者様が所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

○仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。

○ＳＮＳ等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、本来十分に供給が賄えている物資の買占めなどが起こり、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようにご協力ください。

（５）イベント開催の考え方

○全国的かつ大規模な催物等の開催について、感染防止対策を十分に講じることができない場合や参加者が特定できないイベント等については中止または延期していただくようお願いします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、

・屋内であれば 100 人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること

・屋外であれば 200 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ２ｍ）

を目安としつつ、適切な感染防止対策を徹底の上、開催してください。

○特定警戒都道府県にお住まいの方については、本県で開催されるイベントへの参加を避けていただくようご協力をお願いします。また、特定警戒都道府県以外の他県にお住まいの方については、当該県の移動に関する方針にご留意のうえ、参加について今一度検討いただき、控えていただくようお願いします。

【参考】県主催イベントの考え方

県主催イベントについても、

・特定警戒都道府県での開催

・参加者が不特定となるイベント

・参加者が特定できる場合でも全国的かつ大規模な催物で、感染防止対策を十分に講じることができない場合

については、中止または延期とします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、

・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること

・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ２ｍ）

を目安としつつ、適切な感染防止対策を徹底の上、開催します。

また、特定警戒都道府県以外の他県での開催については、当該県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討します。

これに該当しないイベントについても、開催する場合は、特定警戒都道府県にお住まいの方は参加を避けていただくことなど、注意事項の事前周知や「三つの『密』」の回避など、適切な感染防止対策を徹底し、実施します。

## ２．医療体制について

○新型コロナウイルスの感染拡大の第二波により再び感染者が増加する事態を見据え、各医療機関や医師会等関係団体等とも緊密に連携のうえ、検査体制や宿泊療養を含む入院医療提供体制の充実、医療従事者の確保、施設設備の整備等、県民の皆様の命を守るための医療提供体制の整備を引き続き進めます。

## ３．県立学校について

○５月１８日に県立学校の臨時休業を解除したうえで学校を再開します。１８日から２９日までは各学校で段階的に分散登校を拡大し、あわせてオンライン授業を実施するとともに、６月１日からは通常授業を実施します。

○「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、マスクの着用や児童生徒が手を触れる箇所・共用の教材の消毒などの基本的な対策、２０人以下での教室の使用や広い教室の活用、換気など教室での「三つの『密』」の回避、臨時の通学バスの増便など、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底するとともに、夏季休業の短縮により授業日数を確保するなど、子どもたちの安全・安心と学びの継続の両立に取り組みます。

## ４．感染防止対策と社会経済活動維持の両立について（企業等の皆様へ）

○県内事業者の皆様においては、感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保等のご協力をお願いします。

○県内事業者の皆様に対して休業要請は行いませんが、感染防止対策の徹底に際し、業種や施設の種別に応じたガイドライン等を作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開、店舗内に掲示することで周知するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようご協力をお願いします。
ガイドライン等作成にあたっては「【別添】参考資料２」もご確認ください。

○特定警戒都道府県との人の往来を抑制するため、当該都道府県への出張や、会議、面談、面接等で当該都道府県の方を招かれることは控えていただき、必要な場合であってもオンライン会議等のツールの活用に努めてください。
また、特定警戒都道府県以外の他県についても同様にお願いします。

○在宅勤務（テレワーク）の導入やオンライン会議等のツールの活用、時差通勤、自転車通勤等によって、「三つの『密』」の回避、接触機会の低減を図るなど、感染防止対策と社会経済活動維持の両立に資する働き方改革推進の協力をお願いします。

○国において導入が検討されているスマートフォンを活用した「接触確認アプリ」は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するとされていますので、導入について必要に応じて検討をお願いします。

## ５．感染拡大の第二波発生に備えて

○感染拡大の第二波が発生することで再び県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、ＰＣＲ検査件数やＰＣＲ検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、引き続きモニタリングを行います。感染が大幅に拡大した４月中旬と同様の状況が生じる予兆を察知した場合は、直ちに感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づく措置等を視野に入れた対応を検討します。

【判断基準となる主な指標とその目安】

| 指標 | 水準 | 期間 |
|---|---|---|
| 新規感染事例数（※） | ３ | 直近 |
| 新規感染者数 | １０ | ５日間 |
| 入院患者数 | ２０ | |

※　新規感染事例数：１名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を１事例として計上します。

## 【別添】参考資料１

「新しい生活様式」の実践例

### （１）一人ひとりの基本的感染対策

**感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い**

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

**移動に関する感染対策**

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

### （２）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

### （３）日常生活の各場面別の生活様式

**買い物**

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

**娯楽、スポーツ等**

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

**公共交通機関の利用**

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

**食事**

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

**冠婚葬祭などの親族行事**

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### （４）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

※新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料より抜粋

**人との接触を８割減らす、10 のポイント**

（1）ビデオ通話でオンライン帰省
（2）スーパーは１人または少人数ですいている時間に
（3）ジョギングは少人数で　公園はすいた時間、場所を選ぶ
（4）待てる買い物は通販で
（5）飲み会はオンラインで
（6）定期受診は間隔を調整　診療は遠隔診療
（7）筋トレやヨガは自宅で動画を活用
（8）飲食は持ち帰り、宅配も
（9）仕事は在宅勤務　通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
（10）会話はマスクをつけて

## 【別添】参考資料2

**適切な感染防止対策**

| 目的 | 具体的な取組例 |
|---|---|
| 発熱者等の施設への入場防止 | ・従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止 |
| | ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限 |
| 「三つの『密』」（密閉・密集・密接）の防止 | ・換気を行う（可能であれば、２つの方向の窓を同時に開ける） |
| | ・人と人との距離を適切にとる（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等） |
| | ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、オンライン会議を活用） |
| | ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2m間隔の確保） |
| | ・長時間の密集を避ける（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等） |
| 飛沫感染、接触感染の防止 | ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底 |
| | ・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底 |
| | ・店舗、事務所内の定期的な消毒（複数人が触る箇所の消毒） |
| 移動時における感染の防止 | ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） |
| | ・従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等) |
| | ・出張の中止（オンライン会議などを活用）、来訪者数の制限 |

上記の取組に加え、感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

**業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例**

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

## １．共通事項

・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ２ｍを目安に）する。
・感染防止のための入場者の整理を行う（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む）。
・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
・マスクを着用する（従業員及び入場者に対する周知）。
・施設の換気を行う（２つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる）。
・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
・休憩スペースは常時換気することに努める。
・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ごみの廃棄）
・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

（清掃・消毒）
・市販されてる界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

（その他）
・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

## 2．遊技施設等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

## 3．商業施設・対人サービス業等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確

認できる状態にする。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

## 4．劇場、集会・展示施設等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

## 5．博物館等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

## 6．食事提供施設等

・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
・酒類の提供時間についても配慮する。

## 7．運動施設、公園等

・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策が行う。
・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

店内掲示例

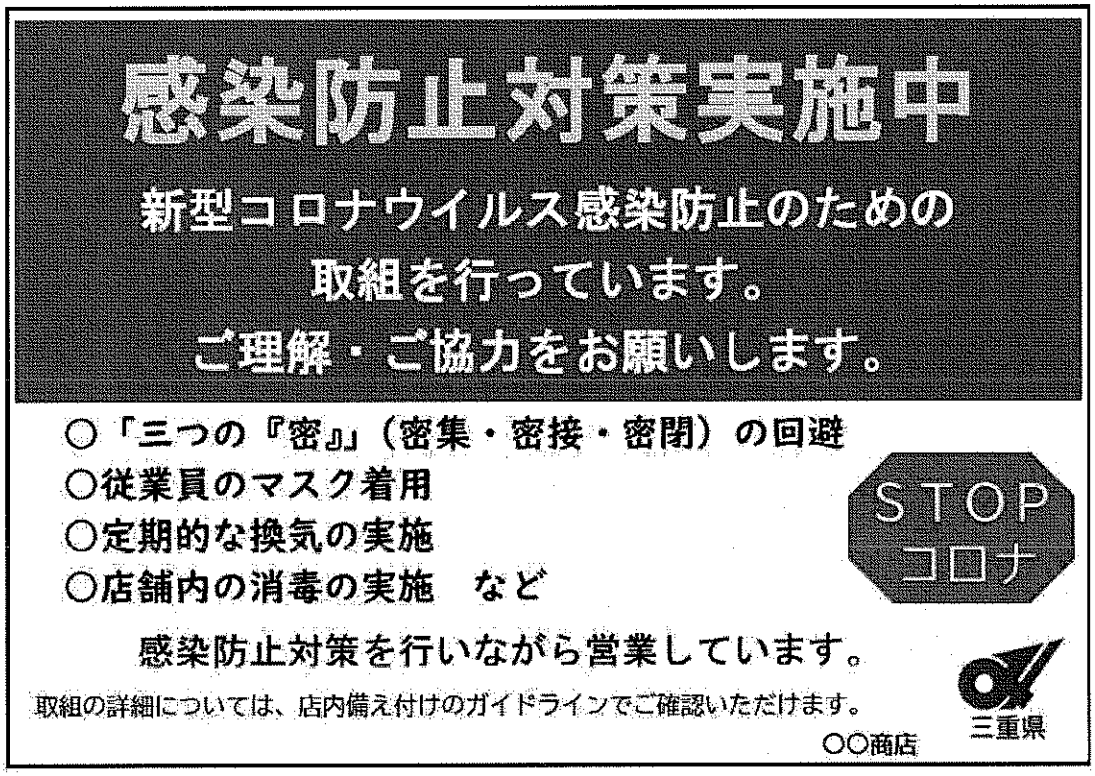
感染防止対策実施中
新型コロナウイルス感染防止のための
取組を行っています。
ご理解・ご協力をお願いします。
○「三つの『密』」（密集・密接・密閉）の回避
○従業員のマスク着用
○定期的な換気の実施
○店舗内の消毒の実施　など
STOP
コロナ
感染防止対策を行いながら営業しています。
取組の詳細については、店内備え付けのガイドラインでご確認いただけます。
三重県
○○商店